

審 査 基 準

平成27年12月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条の3第1項
処 分 の 概 要：猟銃又は空気銃の許可の更新
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、同第5条第1項第2号～第18号、第2項～第5項（許可の基準）、同第5条の2（第6項を除く。）（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第7条の3第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、同第9条（銃砲の構造又は機能の基準）、同第10条（講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、同第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、同第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、同第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、同第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、同第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第9条（申請書の様式等）、同第10条（申請書に添付する医師の診断書）、同第11条（申請書の添付書類）、同第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、同第34条（猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3及び同法施行規則第34条の規定による。
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110）
備 考：

別紙

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合に限り、許可を更新するものとする。